

副市長レビュー（秋）協議事項調書

1 部局名 (課名)	会計管理者 (会計課) デジタル・スマートシティ推進部 (デジタル・スマートシティ推進課)
2 協議事項 (案件名)	eLTAX を活用した公金収納の DX 化
3 背景・現状 (現状把握で きる統計数 値など)	・ 2023 年 3 月 30 日「地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議」により、遅くとも 2026 年（令和 8 年）9 月までに地方公共団体が市税以外の公金納付に eLTAX（地方税共同機構が運用する地方税ポータルシステム）を活用できるようにするための取組として、地方自治法、地方税法その他の法令による規定の整備を行う旨が決定された。 ・ 2024 年 6 月 26 日、地方自治法の一部を改正する法律が公布された。（施行期日は公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日） ・ 上記改正により、eLTAX を用いて納付するものとして市長が指定する公金（市税以外）の収納が可能となる規定が整備された。 <参考> ・ 2022 年 3 月 29 日総務省通知「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納事務に要する費用の取扱い等について（通知）」の技術的助言を背景に、各金融機関から各種手数料の増額要望が提出された。 ・ 市税については 2023 年 4 月より eLTAX 収納を導入済み。
4 検討経過・ 課題	・ 庁内では 2023 年度、デジタルを活用した業務改革の重点取組業務として、公金収納・支出 DX が選出され、既に導入されている市税以外の公金の eLTAX 収納導入について、PT による協議を開始した。 <課題> ・ 国保、介護、後期高齢者医療保険料については国からの重点要請事項。その他の科目（各種使用料、手数料、占用料等）について幅広く導入を検討。 ・ システム改修における費用対効果等の検討。 ・ 国からの財政措置の有無については、各地方公共団体からも国に対して要望しているところであるが、明確な回答がなく未定。
5-1 方向性の 提案 (目指すべき姿)	各公金収納システムの新システムへの更新時に、eLTAX 収納を機能要件として盛り込み、各システム更新時から順次導入する。（既存システムの改修は行わない）

5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項 (妥当性、必要性、有効性など)	・ 2026 年 9 月導入に向け各システムを個別に改修した場合の費用の見積は、いずれのシステムも eTAX 導入による手数料削減額との比較において費用対効果が見込めない。 ・ このため、各システムの更新時期に eTAX 収納の機能を実装し、効率化及び利便性向上のための導入を進める。	
6 結果	■提案どおり進める □提案内容を一部見直して進める □再度、調査研究等を行い検討 □その他	具体的内容
7 その他		